

令和4年11月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.19



年末調整の資料回収お願いします

こんにちは。早いもので、2022年もあと2カ月をきりました。

だんだん寒くなってきましたね。コンビニでも肉まんやおでんが登場し、温かい食べ物や飲み物が恋しい季節です。我が家では3日連続お鍋料理が続くときもあります(*^^*)笑

インフルエンザが流行る季節でもあります。風邪などひかぬよう充分お気をつけてお過ごしくださいませ。

10月より年末調整の資料をお持ちさせていただいております。資料へ記載ができ、揃いましたら担当者へお渡しください。早期回収にご協力をお願い致します。

アークグロー・パートナーズ税理士法人の取り組み *第4弾*

当税理士法人では月次顧問サービスの一環として様々なサービス提供を行っております。

今月ご紹介するのは『インボイス制度申請・通知のご案内』に関してです。

何度のご案内させていただいておりますが、インボイスの概要について今月号+12月号で掲載させていただきます。

【インボイス制度はいつから導入される？】

インボイス制度(適格請求書等保存方式)は令和5年10月1日から導入されます。

インボイスを発行するためには登録が必要です。「適格請求書発行事業者」として登録をしなければインボイスを発行することはできません。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になるうとするときは、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を税務署長に提出する必要があります。また、令和5年10月1日以降の取引については、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書(インボイス)等 の保存

ここが
変わります

※国税庁より

ただし、免税事業者はインボイスを発行することができません。インボイス制度が導入される前であれば、免税事業者との取引でも仕入税額控除の対象とすることができたのですが、インボイス制度の導入により免税事業者からはインボイスが貰えないこととなります。インボイスがないと仕入税額控除ができないため、仕入側では納付する消費税額が増えることとなります。

結果、免税事業者との取引が減少して免税事業者は商売ができなくなるかもしれません。

ここで注意したいのは、免税事業者は適格請求書発行事業者の登録申請ができないということです。基準期間における課税売上高が1,000万円以下の免税事業者が「適格請求書発行事業者」になるためには、「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となったうえで登録申請をする必要があります。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は不要とされています。

当税理士法人では、『適格請求書発行事業者登録申請の確認書』で登録申請“する”といただいたお客様は、順次「適格請求書発行事業者」の登録申請書を9月より申請しております。

申請、登録が完了し国税庁より、『適格請求書発行事業者の登録通知書』が発行されるとe-taxにて届きます。届きましたら当税理士法人の担当者からお客様へご案内をさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

申請～通知までに約3週間の期間を要します。

次回12月号はインボイスの種類と記載事項、税率ごとに区分した消費税等の端数処理について掲載します。

申告書の提出期限

提出月	11月	12月	1月
確定申告	9月決算	10月決算	11月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	3月決算 12月、3月、6月決算	4月決算 1月、4月、7月	5月決算 2月、5月、8月

国内事業者用
適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

国税庁 令和3年11月1日

100-0013
東京都千代田区霞が関3-1-1

氏名 国税 太郎 限

代表者 氏名

適格請求書発行事業者の登録通知書

あなたから令和3年10月1日付で提出された適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、以下の通り登録しましたので、通知します。

登録年月日 令和3年10月1日
登録番号 T3-1234-5678-9123
氏名 国税 太郎

以下余白



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】 〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717